

学校法人鹿児島純心女子学園役員等報酬規程

〔令和7年1月23日
規 程 第5号〕

（目的）

第1条 この規程は、学校法人鹿児島純心女子学園（以下「学園」という。）の寄附行為第57条の規定に基づき、理事・監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用の支給基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬の支給）

第2条 役員等には、別表1によりそれぞれ月額報酬を支給する。

2 学園の職員を兼ねる評議員には報酬は支給しない。

（報酬の支給方法）

第3条 報酬は、毎月21日に支給する。ただし支給日が金融機関の休業日に当たる場合は、その前の最初の営業日に支給する。

2 報酬は、直接本人に現金をもって支給する。ただし、本人の承諾あるときは、本人の銀行口座への振込みに代えることができる。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき額及び本人から申し出のあった額を控除して支給する。

（月の途中で就任又は退任した場合の報酬）

第4条 役員等が月の初日以外において新たに就任した場合は翌月より支給するものとし、月の初日以外の日において退任した場合は当月分を支給する。

（退職金）

第5条 理事長を除き、すべての役員等への退職金は支給しない。

2 理事長に支給する退職金の額は、別表2に定める算式により算出される額とする。

（費用）

第6条 役員等（学園の職員を兼ねる役員等を除く。）が理事会及び評議員会に出席した場合は交通費を、職務執行のため出張した場合は、旅費を支給する。旅費・交通費の額は、別表3のとおりとする。

2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（作成、備置き及び閲覧）

第7条 学園は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

2 学園は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間、備え置かなければならない。ただし、この規程を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りでない。

3 学園は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を

閲覧に供しなければならない。

(公表)

第8条 学園は、この規程を学園のホームページに公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年11月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

(1) 理事・監事報酬

役職名	報酬の額
理 事 長	月額 450,000 円
常 勤 理 事	月額 10,000 円
非 常 勤 理 事	月額 20,000 円
監 事	月額 30,000 円

(2) 評議員報酬

役職名	報酬の額
非常勤評議員	月額 10,000 円

別表2（第5条第2項関係）

最終報酬月額×在任年数

別表3（第6条第1項関係）

旅費の区分		旅費額
交 通 費	鉄道賃	実費（特別料金を含む。）
	船賃	実費
	航空賃	実費
	車賃	実費
日当（理事長）		5,000 円
〃（理事・監事・評議員）		4,000 円
宿泊料（理事長）		13,000 円
〃（理事・監事・評議員）		12,000 円

注 鉄道における特別料金は、次のものとする。

- (1) 普通急行料金：普通急行列車を利用可能な区間の旅行
- (2) 特別急行料金：特別急行列車を利用可能な区間の旅行
- (3) 新幹線料金：新幹線を利用可能な区間の旅行